

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	地域福祉課	整理番号	103
許認可等の種類	医療特別手当及び特別手当の認定			
根拠法令条例等・条項	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第24条第2項及び第25条第2項			
許認可等の概要	医療特別手当及び特別手当の認定			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】昭和43年9月2日衛発第648号第1の1(1) 法第11条第1項に規定する厚生労働大臣の認定を受けた者であつて、当該認定に係る負傷又は疾病の状態にあるもの。(法第24条第1項) 法第24条第1項に規定する「負傷又は疾病の状態にある」こととは、当該負傷又は疾病が治癒していない場合をいい、すなわち、当該負傷又は疾病につき治療を要する状態にある場合のほか、食事、運動等についての生活指導等医師の医学的管理のもとにおかれている状態を含むものであること。なお、その認定に当たっては、多年の経験を有する専門医師の意見を徴する等適正な認定を行う。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (申請が極めて稀であるため。)			
期間の制定根拠	—			